

ビジネスセミナー開催のご案内【無料】

取適法（改正下請法）のポイント解説、対策セミナー
及び無料法律相談会

2025年5月の改正法成立により、「下請代金支払遅延等防止法」（下請法）は、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」と改称され、「中小受託取引適正化法」または「取適法」と呼称されることになりました。

「取適法」は既に本年1月に施行され、同法では下請法の規制が拡大・強化されていますので、変更の要点を押さえ、社内で運用を確認しておく必要があります。

本セミナーでは、『愛知県弁護士会 あいち中小企業法律支援センター』との共催で、取適法の基礎から改正内容までを整理し、実務対応のポイントについて解説いたします。適切な対応に向けた情報収集のためにぜひご参加ください。

また、セミナー修了後は、弁護士による無料法律相談会（1回30分）を実施します。相談内容は取適法に関するものでなくても結構です。相談をご希望の方は、事前のお申し込みをお願いします。相談枠の関係で、事前のお申し込みがない場合には、法律相談のお申し込みをお断りする場合があります。また、相談開始までお待ちいただく場合があります。

- 日時 2026年7月29日（水） 14:00～15:30 セミナー
15:45～16:45 法律相談会
- 会場 名古屋中小企業投資育成株式会社 7階研修室
- 内容 ① 取適法の基礎 規制概要、取引時の必要な書面、禁止行為
② 法改正の概要 法改正の経緯、用語の変更
③ 主な改正内容 価格転嫁の規制強化、決済に関する新たなルール、特定運送委託の追加など
④ 各変更により求められる実務対応 価格転嫁への対応、適用対象事業者の確認など
- 講師 弁護士 飯田 匡崇 氏（愛知県弁護士会所属）
あいち中小企業法律支援センター運営委員会 連携部会 部会長
日弁連中小企業法律支援センター運営委員会 事務局員
- 受講料 無料
- 定員 30名（先着順受付）
- 申込方法 下記申込書にご記入の上、7月17日（金）までにFAXにてお申し込みください。（参加申し込みをもって受付完了といたします。別途参加票は発行いたしませんので、あらかじめご了承ください。なお、満席等によりご参加いただけない場合限り、当方よりご連絡いたします。）
- お問合せ 株式会社投資育成総合研究所 担当：世古、山口 TEL：052-581-9545
(切らずにFAXしてください)

年 月 日

株式会社投資育成総合研究所 ビジネスセミナー事務局 世古宛（FAX：052-583-8501）

貴社名：.....

部署・役職名：..... 氏名：.....

TEL：..... FAX：..... e-mail：.....

法律相談会 申込み（相談内容：.....） 申込みない

※本申込書にご記入いただいた個人情報、本セミナーの実施・運営、参考資料作成、関連するアフターサービスおよび弊社のセミナー・イベント案内のために使用します。なお、同目的の範囲内で講師及び愛知県弁護士会と共同利用します。詳細は弊社プライバシーポリシーをご確認ください。